

告示

埼玉県告示第六百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット

二 代表者の氏名

古賀 史朗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七

四 当該認定の有効期間

令和元年十一月十二日から令和六年十一月十一日まで